

未熟児養育医療給付制度について

1 未熟児養育医療給付制度

生まれた赤ちゃんの体重が 2,000g 以下の時、あるいは入院治療が必要な赤ちゃんの医療費の一部を援助する制度です。

2 未熟児養育医療の申請に必要な書類（持ち物） ★の書類が封筒に入っています。

- (1) 養育医療給付申請書（伊那市保健センター内 子育てサポート課の窓口にあります）★
- (2) 養育医療意見書（病院の主治医の先生からもらえます）
- (3) 世帯調書（伊那市保健センター内 子育てサポート課の窓口にあります）★
- (4) 赤ちゃんの健康保険証（コピーをとらせていただきます）または写し
（保険者番号、記号が分かる証明書等）
- (5) 委任状（署名、押印されたもの）★
- (6) 所得税等証明できるもの *1月1日時点で住民でなかった場合は必須です。
（申請年の1月1日時点で住民登録があれば、市で確認できます。証明等必要ありません。）
- (7) 伊那市福祉医療費給付金支給申請書…★

この福祉医療の手続きは市役所でも可能です。

3 未熟児養育医療の申請方法、決定、支払いの流れ

- ① 養育医療給付申請書を提出します。
- ② 市から医療券を交付（A5 サイズ）します。
⇒ここまでは1週間～2週間程かかります。
⇒医療券は、券の有効期間中に対象の病院を退院されるまで、有効です。



実際に医療保険で支払った医療費が保険証の審査機関経由で市へ連絡されます。
この期間が概ね2ヶ月かかります。

- ③ 医療機関の医療費に対して一部負担金のお支払していただく納付書を市が発行します。
- ④ 納付書で医療費の一部負担金を支払っていただきます。
- ⑤ 入金を確認後、市の福祉医療制度で、お子様の医療費を還付するお手続きができます。



この申請で還付されるまで、概ね2ヶ月かかります。

- ⑥ 福祉医療制度で医療費が還付されます。
- ⇒ 委任状の提出により、一部負担金の支払いと福祉医療の③④⑤の手続きを簡略化します。

4 その他

未熟児養育医療は入院費の補助が目的なので、退院したら補助は終了となります。
ただし、有効期限内（1歳の誕生日の前日まで）に転院する場合は、転院先で再度意見書を書いていただき市役所で申請をお願いします。



問い合わせ先
伊那市保健センター内
子育てサポート課 母子保健係
電話 78-9711